

令和6年第2回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和6年6月13日(木曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後1時30分 宣告

1. 応招議員

1番 秦野 仁美	2番 宮坂 幸夫	3番 小野沢常裕
4番 今井 健児	5番 芝間 教男	6番 中村 茂弘
7番 村松 浩喜	8番 森澤 文王	9番 村田 桂子
10番 榎本 真弓	11番 今井 英昭	12番 今井 清

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 今井一行	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 羽場厚子	建設環境課長 篠原英男	
産業振興課長 市川 偉	会計管理者 櫻井千佳	
庶務係長 田口 仁		

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 羽場雅敏	書記 伊藤百合子
-------------	----------

閉会 午後3時45分

(午後1時30分 開議)

議長(今井 清君) 皆さん、こんにちは。本日、審議最終日となりましたが、最後まで慎重審議のほどよろしく願いいたします。

これから本日6月13日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影及び生中継、広報たてしな、信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

ここで、荻原町民課長から発言を求められていますので、発言を許可します。荻原町民課長。

町民課長(荻原義行君) 恐れ入ります。1点、質疑答弁での訂正をお願いいたします。

議案第41号 令和6年度立科町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の質疑、答弁につきまして、マイナンバーカードの交付率について86%を超えていると申し上げたところでございますけれども、これを82%を超えているということで訂正をお願いいたします。大変失礼をいたしました。

以上でございます。

◎日程第1 議案第36号～日程第10 陳情第2号

議長(今井 清君) 日程第1 議案第36号 立科町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第10 陳情第2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの数字に戻すこと」を求める陳情書までの10件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認め、一括議題といたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、各常任委員会へ付託し、審査されていますので、各委員長より審査結果の報告を求めます。

今井健児総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈4番 今井 健児君 登壇〉

4番(今井健児君) 4番、今井健児です。それでは、立科町議会総務経済常任委員会審査報告を申し上げます。

1、付託案件。

こちらについては、2の審査経過で申し上げます。

2、審査経過。

令和6年6月5日に付託された標記案件を審査するため、6月11日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりです。

(1) 議案第36号 立科町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について。
新たに附属機関として「立科町テレワーク推進会議」を規定するものであるが、この会議は、これまで、官民連携で取り組み、本年3月に5年間の協定期間を終えた、「立科町テレワーク推進コンソーシアム協定」に基づくコンソーシアムに代わり設置するものであり、組織と協議する内容の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(2) 議案第37号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。
原案を全会一致で可決しました。

(3) 議案第40号 令和6年度立科町一般会計補正予算(第1号)について。
歳入については、【15款】国庫支出金では、総務管理費補助金のデジタル田園都市国家構想交付金の予算計上の考え方について説明を受けました。

歳出について主なものは、【2款】総務費のうち、1項総務管理費、1目一般管理費の一般管理経費では、職員旅費と寄附金の増額の内容について説明を受けました。5目企画費のテレワーク推進事業経費では、デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)の不採択に伴って実施内容を見直した予算の減額との説明を受けました。

【5款】農林水産業費、2項林業費、4目林道維持費の林道管理経費では、緊急自然災害防止対策事業債及び林道西ノ沢線修繕工事の内容について説明を受けました。

【6款】商工費、2項観光費、3目観光施設費では、自然環境整備支援事業補助金の財源充当先事業について説明を受けました。

【8款】消防費、1項消防費、3目消防施設費の消防施設整備事業経費では、消火栓設置負担金の支払先について説明を受けました。

【1款】議会費、【12款】予備費を含め、原案を全会一致で可決しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

議長(今井 清君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、芝間教男社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈5番 芝間 教男君 登壇〉

5番(芝間教男君) 5番、芝間教男。社会文教建設常任委員会審査報告を申し上げます。

1番の付託案件については、2の審査経過の中で申し上げます。

2、審査経過。

令和6年6月5日に付託された標記案件を審査するため、6月10日に常任委員会を

開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりです。

(1) 議案第38号 立科町下水道条例の一部を改正する条例制定について。

下水道法施行令の一部改正に伴い、大腸菌群数が菌数へと基準が変更になった等の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(2) 議案第39号 立科町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

児童福祉法の一部改正に伴い、立科町家庭的保育事業等の保育士の配置基準を改正するとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(3) 議案第40号 令和6年度立科町一般会計補正予算(第1号)について。

歳出について主なものは、【3款】民生費のうち、1項社会福祉費5目臨時特別支援助事業費では、消耗品費について、国庫補助対象見込みとの説明を受けました。

【7款】土木費のうち、3項河川費1目河川費では、蟹原川の河畔林整備事業について、工事内容と工期予定等の説明を受けました。

【9款】教育費のうち、3項中学校費1目学校管理費では、県の部活動指導員任用事業補助金による部活動指導員2名の報償費の増額補正との説明を受けました。

【2款】総務費(3項戸籍住民基本台帳費) 【4款】衛生費を含め、原案を全会一致で可決しました。

(4) 議案第41号 令和6年度立科町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について。

【1款】総務費のうち、1項総務管理費1目一般管理費では、委託料について、国民健康保険証のマイナンバーカードとの一体化に対応するためのシステム改修費の増額であり、マイナンバーカードを保有していない人に対する資格確認書の発行に係る内容が主であるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(5) 議案第42号 令和6年度立科町水道事業会計補正予算(第1号)について。

【2款】水道事業費用のうち、1項事業費用3目(営業費用)の声あり)もとい、1項営業費用3目受託工事費では、増額の内容、消火栓を更新する場所、移設先の土地使用承諾方法及び設計方法の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(6) 議案第43号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託を廃止について。

戸籍システムを国の策定した標準準拠システムへ移行するため、佐久地域定住自立圏で構成し、南牧村へ事務委託している共同利用は現行の契約終了をもって廃止し、一時的に独自クラフト環境へ移行した後(クラウドです)の声あり)クラウド環境へ移行した後、令和7年度末までに、標準準拠システムへ移行する計画であるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(7) 陳情第1号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書。について。

原案を賛成多数で採択しました。

(8) 陳情第2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める陳情書。

原案を全会一致で採択しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

議長（今井 清君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、議案第36号 立科町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定についてから、議案第43号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の廃止についてまでについて。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はございますか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。10番、榎本真由美君、登壇の上、願います。

〈10番 榎本 真弓君 登壇〉

10番（榎本真弓君） 10番、榎本です。令和6年第2回定例会社会文教建設常任委員会付託案件、議案第38号から議案第43号に対し、賛成の立場で討論します。

議案38号及び議案39号は、それぞれ理解し賛成します。

議案第40号 令和6年度一般会計補正予算（第1号）について。

3款民生費、臨時特別支援事業費の追加住民税非課税世帯等臨時特別給付事業及び追加住民税均等割のみ課税世帯給付事業に係る消耗品費は、通知に係るときの封筒やインク代などであり、実情に応じて使用し、消耗品経費に対しても国の交付税措置がされると説明を受けました。資格確認書の発行などもあるなど、対象になる町民へ着実に事業が進むものと思います。

7款土木費、河川費は、河川維持管理経費の修繕工事費は、蟹原川に係る支障木の伐採経費であり、工事費300万に際し270万は県より交付、地元負担金はないと説明を受けました。

9款教育費、学校管理費、中学校教育振興経費77万2,000円は、部活動指導員任用事業補助金を活用し、美術部と女子バレー部での講師謝礼2名分であるとの説明。

そして、そのほかの補正は、それぞれの課の人事に伴う人件費の補正であり、賛成します。

議案41号は、進捗事業に係る補正であり、議案42号についても、消火栓更新工事は、塩沢西塩沢地区で3か所、藤沢地区内で3か所、外倉、虎御前での計9基の消火栓設置に係るもの、地元消防団よりの要望で設置するとの説明を受けました。

議案43号についても、役目を終えた事務の委託の廃止と理解をし、原案に賛成いたします。

議長（今井 清君） ほかに原案に賛成の討論はありませんか。9番、村田恵子君、登壇の上、願います。

〈9番 村田 桂子君 登壇〉

9番（村田桂子君） それでは、討論をいたします。

まず、議案36、37号についてです。この議案は、立科町テレワーク推進会議設置を規定し、その委員の報酬を定めるもので、賛同するものです。

テレワークの推進については、これまでコンソーシアム協議体が組織され、そこでテレワークの推進に伴う諸課題に対処してきました。この議案が出されたときには、その組織があるのにまた推進会議を設置するのか、それよりも具体的に、速やかに振興公社に移行し、テレワークを実際に進めるときではないのかと違和感がありました。

審議の中で、これまで設置されていた協議体が、5年間の協定期間が過ぎて、それに変わるものを設置する必要があるとの立場で提案されたことが分かりました。構成員は10人以内で、では以前の協議会とほぼ同様となっています。

町のテレワークも福祉型を標榜し、ひきこもりの方や小さいお子さんをお持ちのお母さんなど、通常の仕事にはつけないハンディーのある方の就業支援の性格を色濃く持ちスタートしましたが、今では受注事業費2,000万円に迫り、健常者を含む100名を超えるワーカーを抱える事業へと発展しています。来年度以降、法人化を進めるということで、一層社会的役割が期待されます。

今回設置されるテレワーク推進会員が、町が抱えるテレワーク事業の推進役、活性化に寄与することを期待します。ハンディーのある住民の就業機会の創出・提供とともに、町内の零細事業所のIT化の推進、町が設置した女神湖オフィスの活用の推進、さらには「たてしなび」やスマホ活用の公共交通部門で、コールセンター業務やAIを活用したデマンドタクシーの運行、買物弱者の生活を支えるコールセンターなど、町の抱える課題への果敢な挑戦が可能となるよう、推進会員やイニシアチブを発揮されることを期待して賛成いたします。

次に、議案第40号 立科町一般会計補正予算（第1号）について賛成討論をします。

この議案は主として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金8,200万円余を財源に予算が組まれました。主なものは、定額減税の令和6年度における非課税世帯へ10万円や子供たちへの5万円給付の追加、福祉医療費の県負担が小学3年生から中学3年生まで拡大することに伴うシステム改修費、これによって町は250万円の財源が

浮くそうです。

保育所費においては、これまでパートであった職員1名がフルタイム会計年度に替わったことによる給与費の増加など改善に伴う予算化です。

また、緊急自然災害防止対策事業債として5,000万円の起債を組み、林道西ノ沢線の整備が予算化されました。台風19号被災後の復旧工事に当たるということです。国の復旧工事の対象外の工事でも、単なる現況に戻すのがこれまで条件とされてきましたが、この起債は現状復旧だけではなく防災機能の強化を促す内容となっており、気候が凶暴化して、降れば土砂降りといった近年の豪雨災害にマッチした内容に改善された起債だということ、遅ればせながら機能強化を推奨する内容になっていることを評価し喜びたいと思います。

また、中学校教育振興費で時間外クラブ活動費について、講師謝礼として時間当たり1,600円、2名分の加算が予算化されました。不安定雇用の講師に対して、クラブ活動に対してもきちんと予算化されたことは前進であり評価するものです。教師の働き方も改革が必要であります。教職員の定数についても法改正など抜本改正が必要なことも指摘しておきます。

以上、前進面の多いことを評価し、賛成といたします。

次、議案第41号 立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）です。賛成討論といたします。

この補正の主なものは、町一般会計から国保会計に事務費として134万4,000円が繰り入れられ、電算システムにおいて国保加入を証明する資格証明書を発行するための事務委託料であります。今のところ国の補助はありません。

政府は12月2日をもって現在の保険証を廃止し、マイナンバーとひもづけするマイナ保険証に移行することを奨励しています。ポイント付与など盛んに優遇策をちらつかせてひもづけを急がせており、その結果、当町では既に82%の取得率といえます。しかし、医療機関では様々なトラブルの発生が起り続け、実際の利用率は、昨年11月で本丸、この事業を進める主体である厚生労働省の第一共済組合でも5.98%、第二共済組合が3.96%にすぎませんでした。

国は医療機関に、マイナ保険証はお持ちですかと声かけ勧奨を行ったところに加算するなど、取得に向けて躍起となった対応を行っており、取得率は増えています。今年4月には6.56%になりました。——あ、違うね。取得率じゃなくて利用率ですね、利用率が6.56%になりました。

しかし、相次ぐトラブルやマイナンバーとの一体化から発生する不信感は拭えず、マイナンバーとのひもづけを拒否する住民が存在するのは無理もないことと考えます。保険料はきちんと支払っているのに、任意のマイナンバーを取得しないからといって不利益があってはなりません。

国の対応を受けて資格証を発行する事務は、やむを得ないものと考え認めますが、

それなら従来の保険証で十分ではないでしょうか。矛盾のある対応で税金の無駄遣いだと考えます。根本的には強制すべきことではないことを指摘しておきます。

以上、討論といたします。

他の議案は討論を省略し、賛成といたします。

議長（今井 清君） ほかに賛成の討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで議案第36号から議案第43号までの討論を終わります。

これから日程第1 議案第36号 立科町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第37号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第38号 立科町下水道条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第39号 立科町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第40号 令和6年度立科町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第41号 令和6年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第42号 令和6年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第43号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の廃止についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第9 陳情第1号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予

算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書及び日程第10
陳情第2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に
戻すこと」を求める陳情書について討論を行います。

初めに、議案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで陳情第1号及び陳情第2号の討論を終わります。

日程第9 陳情第1号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確
保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書を採決します。この
採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認願います。

着席してください。

起立多数です。したがって、陳情第1号は採択することに決定しました。

日程第10 陳情第2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県
並みの水準に戻すこと」を求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございま
せんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択されま
した。

◎日程第11 同意第2号

議長（今井 清君） 次に、日程第11 同意第2号 立科町教育委員会教育長の任命について
同意を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） 同意第2号 立科町教育委員会教育長の任命について同意を求める件に
ついての提案理由の説明を申し上げます。

現教育長塩澤勝巳氏が、6月30日をもって任期満了となるため、再度同氏を教育長

に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

塩澤氏は、皆様もご存じのとおり長く役場職員を務められ、教育次長をはじめ町の幹部職員を歴任され、平成19年7月から平成27年6月までの8年間と、令和元年10月からは前任者の残任期間を含め、4年9か月にわたり教育長として町の教育行政に携わり、豊富な経験により、立科教育の推進をはじめ新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による教育環境の整備・調整、また、危機管理体制の構築など、町の未来を担う子供たちの教育に熱心に取り組んでいただきました。

法律において、教育委員会に求められる教育の政治的中立性、継続性、安定性、責任体制の明確化、危機管理体制の構築、町と教育委員会の連携強化など、全てにおいて教育長として適切に対応していただいております、極めて適任であると考え、再任いたしました。

なお、任期は、令和9年6月30日までの3年間となります。ご審議の上、同意賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

議長（今井 清君） これから質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから本件について採決をします。この採決は起立によって行います。

本件について同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認願います。

着席してください。

起立多数です。したがって、同意第2号 立科町教育委員会教育長の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

◎日程第12 発委第2号

議長（今井 清君） 次に、日程第12 発委第2号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とします。2時10分から第1委員会室において議会運営委員会を開催しますので、委員及び理事者は参集願います。

再開は議会運営委員会終了後となりますので、承知願います。ご移動をお願いします。

(午後2時07分 休憩)

(午後3時00分 再開)

議長（今井 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。会議規則第22条の規定によって、本日の議事日程に、お手元に配付しました議事日程を追加日程として議題としたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議事日程を追加日程として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第44号

議長（今井 清君） 追加日程第1 議案第44号 工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。今井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 今井 一行君 登壇〉

総務課長（今井一行君） 議案第44号 工事請負変更契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり請負変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

契約の目的は、令和5年度道路メンテナンス事業下村橋橋梁長寿命化修繕工事であります。

変更の内容は、請負代金の変更です。令和5年10月に議決を経て契約を締結し工事を進めてまいりましたが、仮設道路工がルート変更により当初予定より短く済んだことなどから、契約金額を40万7,000円減額し、5,555万円を5,514万3,000円に変更する必要が生じたものであります。

変更契約を締結するに当たり、議会の議決が必要であることから、本日提出いたします。

以上、説明申し上げますが、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今井 清君） これから追加日程第1 議案第44号 工事請負変更契約の締結について

の質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑ありませんか。9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） 今のご説明ですと仮設工事のルートの変更ということなんですけれど、これは先に予算をつけるときに仮設工事はこのルートがいいんじゃないかと検討されたんだと思うんですけども、その後こちらのほうがよいというふうに分かったというのは、最初の検討があんまり十分ではなかったということなんでしょうか。それとも、どういうことでそうなったんでしょうか、お願いします。

議長（今井 清君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

まず、設計段階においては、橋よりも100メートルぐらい上流のところから工事に必要な重機を下ろして、橋のほうに持ってくるという設計をさせていただきました。その後、入札をしまして、請負業者が決まって、工事が始まった段階において、設計者また施工業者等々現場を再度確認したところ、もっと近くから重機を下ろせるように仮設道路を設置できるということが分かりましたので、減額という形で今回変更をさせていただきたいということでございます。

以上になります。

議長（今井 清君） 9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） ちょっと確認したいんですけど、設計をするときには現場をご覧になるわけですね。そのときには町と協議をして、ここもいいんじゃないかみたいな話というのはされないんですか、ここになったというところが。

議長（今井 清君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

設計を委託している業者のほうと役場で現場を確認して設計を上げておりますが、実際にやる業者等が決まった段階で、再度役場設計業者、施工業者のほうで立ち会って、こちらでもいけるという案が見つかったという形になります。

以上になります。

議長（今井 清君） ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第44号 工事請負変更契約の締結について

は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 発委第3号

議長（今井 清君） 追加日程第2 発委第3号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書の朗読を願います。羽場事務局長。

議会事務局長（羽場雅敏君） 朗読いたします。

発委第3号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について。

立科町議会会議規則第14条第3項の規定により別紙のとおり提出します。

本日提出、提出者は社会文教建設常任委員会委員長でございます。

裏面をご覧ください。

意見書でございますが、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣宛て、議長名の発出でございます。

意見書の記書きを申し上げます。

1、どの子にもゆきとどいた教育をするため、国の責任で以下の3点を検討し、必要な教育予算を確保すること。

- (1) さらなる少人数学級の推進。
- (2) 複式学級の学級定員の引き下げ。
- (3) 教員基礎定数算出に用いる「係数」の改善。

2、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充することでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上です。

議長（今井 清君） 本案について、提出者の説明を求めます。芝間教男社会文教建設常任委員長。

5番（芝間教男君） 5番、芝間。ただいま事務局朗読のとおりでございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長（今井 清君） これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから発委第3号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」

と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発委第3号は原案のとおり可決され、提出することに決定されました。

◎追加日程第3 発委第4号

議長（今井 清君） 追加日程第3 発委第4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。羽場事務局長。

議会事務局長（羽場雅敏君） 朗読いたします。

発委第4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書の提出について。

立科町議会会議則第14条第3項の規定により別紙のとおり提出します。

本日提出、提出者は社会文教建設常任委員会委員長でございます。

裏面をご覧ください。

意見書でございますが、提出先は、長野県知事、長野県議会議長宛て、議長名の発出でございます。

意見書の記書きを申し上げます。

1、教育の機会均等と中山間地域における教育水準の向上をはかるため、へき地手当およびへき地手当に準じる手当の支給率について、都市部との格差（相対的へき地性）がいっそう拡大している実情を充分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の水準に戻すこととさせていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上です。

議長（今井 清君） 本案について、提出者の説明を求めます。芝間教男社会文教建設常任委員長。

5番（芝間教男君） 5番、芝間です。ただいまの事務局朗読のとおりであります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（今井 清君） これから本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから発委第4号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発委第4号は原案のとおり可決され、提出することに決定されました。

◎追加日程第4 発議第2号

議長（今井 清君） 追加日程第4 発議第2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。羽場事務局長。

議会事務局長（羽場雅敏君） それでは、意見書の朗読をいたします。

裏面をご覧ください。

訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書（案）でございます。

介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒りと不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

介護報酬の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。すでに2023年の訪問介護事業者の倒産は67件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。

訪問介護はとくに人手不足が深刻です。ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は2022年度で15.5倍と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしています。これにより厚生労働省は職員のベースアップを

2024年度に月約7,500円、2025年度に月約6,000円と見込みます。しかし財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。

以上の趣旨から、以下の項目について求めます。

1、訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣宛て、議長名の発出でございます。

以上です。

議長（今井 清君） 本案について、提出者より趣旨説明を求めます。9番、村田桂子君。登壇の上、願います。

〈9番 村田 桂子君 登壇〉

9番（村田桂子君） それでは、提出理由を申し上げます。

この議案の表のほうに主な提案理由を書いております。

訪問介護の基本報酬が令和6年4月、この4月から引き下げられたことによる訪問介護事業所の経営不安・経営悪化により、在宅介護の危機が迫る深刻な実態を受けて、国に引下げ撤回と介護報酬の引上げを求めるために意見書を提出することにいたしました。

補足をいたします。今回は、以前、立科町議会が介護保険の令和6年度に向けての改定の中で、これだけの疑問といいますか懸念があるということを長野県社会保障推進協議会から出されたときに、立科町としては意見書を上げていただきました。その中のうちの、今回は特に訪問介護に係る問題だけを取り上げての意見書になっております。

なお、この意見書提出を求めるという陳情は、佐久地域の10市町村に全て出ているもので、立科町は締切りが早かったために間に合わなかったという事情がございます。

それで、提案理由の補足説明をいたします。長野県の社会保障推進協議会が、この2024年の4月から5月7日まで訪問介護事業所に対して、訪問介護の基本報酬引下げの影響を調べるために県内482ある訪問介護事業所にアンケートを行いました。200を超える回答がありました。高齢者の在宅生活を支える事業所の経営悪化は、要支援・要介護者の在宅生活の危機に直結します。9割を超える事業所が基本報酬の引下げに納得していません。これは社会保障推進協議会のアンケートによるものです。

厚生労働省の2023年度調査によっても、調査に応じた1,311事業所の何と481か所、全体の36.7%、約4割が赤字となっています。特に小規模な事業所が多いと言われます。

また、2022年度における訪問介護員、ヘルパーの有効求人倍率は15.5倍となっております。

り、深刻な人手不足が常態化しています。その背景には苛酷な労働や責任の重さに比べて報酬が安すぎる、全産業よりも6万円安いという統計が出ているそうです——ことがあります。この上、基本報酬が引き下げられれば、さらに経営が悪化し、ヘルパーの待遇改善が進むどころか離職を加速することになります。

立科町においても、ヘルパーの不足から事業者が撤退することになれば、在宅の高齢者や家族の暮らしを支えられなくなると心配をいたします。

この社会保障推進協議会の中の事業主からのご意見の一部ちょっとご紹介いたしますと、例えば、基本報酬の引下げは見直していただきたい。令和7年には再改定になるように政府の方々には分かっていたいただきたい。訪問介護の人材不足の上、単価が引下げられるのはおかしい。このことを受けて、何と厚生労働省自身が今年6月1日に財務省に宛てて、来年に向けて早急な改定をするようにということを求めているそうです。

また、さらに地域の問題を言いますと、基準がやっぱり人口密集地で訪問介護が比較的容易にできる都市部のあたりが基準になっているというか、そこが平均を引き上げていてと書いてありますけれど、それについての言及もありました。首都圏のように自転車で訪問に回れるところと地方で車で30分以上かかって訪問するところとは、人件費、ガソリン代のコストが違いすぎると、地方加算をつけてほしい。こういうご意見もありました。

また、世の中全て値上げの時代に基本報酬を引き下げるなんて信じられませんか、ぜひ引下げ撤回を実現できますようお願いいたしますとか。様々なものが値上げし最低賃金も引き上げているのに介護報酬引下げでは、世間の値上げに追いつかない。介護職と平均年収の格差は開くのみだと。人生100年時代、介護需要は高まることは予想されるが、低賃金では働き手の確保も難しいというふうに各事業所からアンケートで書かれているところです。

訪問介護は、2種類大きく身体的介護と生活支援と2つあるわけですが、身体的介護、例えば20分未満のヘルパー派遣に対して167単位から163単位と1単位10円ですの40円の引下げになります。20分から30分では250単位から244単位と60円引き下げられました。30分から1時間では396から387と90円引き下げられたというのが身体的介護です。

また、1時間過ぎて30分ごとに単位加算されるんですが、その加算もこれまでの84から82と要するに単位としては20円引下げになるわけです。

生活支援のほうでも同じようなことが言えまして、20分から45分未満、これが多いわけですが、今までの183単位から179へと、マイナス4、40円の引下げです。45分以上になりますと225から220と50円マイナス5単位引き下げられたということで、最も多い身体的介護・生活支援の分の基本報酬が引き下げられて、ヘルパーさんの収入が減収をするということが言えます。

また、これが私は制度的な欠陥だと思うんですけど、ヘルパーさんはそのお宅について、サービスを開始してから終わるまでしか報酬の対象にならないんですね。どんなに遠く離れたところに時間がかかったとしても、移動時間というのがカウントされないという大変理不尽なところだなと私は思っております。都市部と地方とでは断然移動距離が違うわけで、1日当たりのサービスの提供件数だって当然地方のほうが少なくなってしまうわけなので、それを一律このように報酬が減収になるということになると、今でも大変人手不足ということがあるので、この4月から基本報酬が引き下げられたわけですけど、これからじわじわとその影響がありますが、具体的に言えばヘルパーさんの手取り収入が減ると、また事業体の経営も悪化するということが大変心配をされます。

また、在宅介護の要である訪問介護の報酬引下げというのは、この物価値上げの時代、また賃金を上げようという時代に逆行するのではないかと。この引下げを撤回して、抜本的な報酬の増額改定を求め、国に意見書を上げてほしいと思います。

議員各位のご賛同を心からお願い申し上げまして、提案の理由にさせていただきます。

議長（今井 清君） これから本案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑ありませんか。7番、村松浩喜君。

7番（村松浩喜君） 7番。字句の確認をお願いいたします。発議の項目名、それから意見書案の見出し、それと求める項目、意見書の案の一番下のほうに書いてあります求める項目の3か所に「訪問介護費」という文言が使われておりますが、意見書案の内容を読ませていただきますと、「訪問介護報酬」ではないかというふうに思われますが、これは訂正せずにこのまま「訪問介護費」でよろしいでしょうか。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9番（村田桂子君） ちょっとすみません、よく意味が分からないので、もう一回お願いします。

議長（今井 清君） 村松浩喜君。

7番（村松浩喜君） 7番。発議の項目名、それから意見書案のタイトル、そして意見書案の下のほうに書いてあります求める項目のところに「訪問介護費」という文言が使われておりますが（（看護）の声あり）意見書の内容を拝見すると、「訪問介護費」ではなく「訪問介護報酬」ではないかと思われるんですが、このままでよろしいでしょうか。

9番（村田桂子君） 言葉としては「訪問介護費」でいいんだと思うんですけど、そして訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬の引上げの再改定ということでは矛盾はないかと思うんですけど。どうでしょうか。

議長（今井 清君） 7番、村松浩喜君。

7番（村松浩喜君） 7番。私がただいまの質問をした理由は、訪問介護費は、訪問介護を利

用する方が負担する費用のことを指すものであって、それが引き下げられることは訪問介護を利用する方にとってよいことではないかなと思われたからです。意見書案の内容を見ますと、これは訪問介護の事業者に対する報酬が引き下げられることを撤回しなさいというふうな内容に読み取れたものですから、ただいまの質問になりました。以上です。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9番（村田桂子君） 大変ここが矛盾のあるところなんですけれど、実は医療も同じです。医療の報酬が上がると医療費が上がります。連動しているのも同じことにもなってしまいますけれども、基本的にはサービスを受けたことに対するあるいはサービスをするに対する報酬そのものを、そのことは介護費に直結しているものですから、こういう表現になっているんだというふうに思います。（（はい）の声あり）

議長（今井 清君） ほかに質疑はございますか。10番、榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） 10番、榎本です。先ほどの村松議員の意見と同意見です。私の調べたところでは、2024年介護報酬改定訪問介護の基本報酬が引下げへということで、やはり各事業所がどういう対応を取るかが求められているところです。ですので、この条文に書かれている介護費ではないと私も指摘をしたいと思います。それについてどのように思われますか、答弁をお願いします。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9番（村田桂子君） 今、私説明いたしましたけれども、医療費と同じなんです。報酬が上がれば医療費は上がります。介護報酬が下がれば訪問介護費も引き下がりますが、しかし事業所に与える影響も重くなるということなので、ここは神奈川県社会保障推進協議会が共通して使っている言葉なので、これでいいと思います。

議長（今井 清君） ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。10番、榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） 10番、榎本です。訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出に対し、反対の立場で討論します。

物事を理解するには、まず両面、左右の判断をしなければならないと考えます。訪問介護の基本報酬引下げを厚労省が行った背景には、訪問介護は処遇改善加算を14.5%から最大24.5%まで取得できるよう設定をしています。そして他のサービスよりも高い加算率に設定していることをあげ、処遇改善加算を取得することで介護報酬の引下げ分をカバーできるとしています。

訪問介護の基本報酬が引下げとなった背景には、令和5年度介護事業経営実態調査の結果によるもので、2022年度の決算において訪問介護サービスの利益率が7.8%であり、全介護サービスの利益率平均が2.4%だったことを踏まえると、高水準な利益

であったことが分かります。このようなデータから訪問介護サービスの利益率は比較的高いと判断をし、訪問介護のサービスの基本報酬は引き下げられることになったと考えます。

もう一つの理由は、介護職員以外の職種の処遇改善についても実現する必要があります。介護職員以外の職種が少ない訪問介護のサービスは、基本報酬が引下げになる検討がされたと考えます。訪問介護事業所が2024年度介護報酬改定に向けて行うべきことがあります。それは新たに一本化される介護職員の処遇改善加算の取得を目指すことです。

2022年の介護施設の倒産件数は、過去最多をこれは記録をしています。ただし、倒産の理由では最も多いのは、新型コロナウイルスの影響で収束が見えず先行きが不透明な状況から、利用者の利用控えからの収益の減少、新型コロナウイルスへの対策コストが経営を圧迫したと見られます。倒産件数だけで見るなら、このとき世界中で倒産は起きました。

また、近年の原油代の高騰や物価上昇も経営を圧迫していると考えます。

別の角度から見ると、訪問介護を開業したらもうかるという考えから施設が増加している側面もあります。厚労省の令和4年度介護事業経営概況調査では、2021年度の訪問介護事業所の平均年収は一月当たり300万3,000円となっています。

また、厚労省の介護給付費実態調査によると、訪問介護の受給者数は急激に増加しており、訪問介護の事業所数も増加しています。可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう在宅で過ごしたい高齢者が増えていることから、十分にもうかる事業として施設が増加しているものと思われる。

令和6年6月5日、衆議院厚生労働委員会において、介護や障がい福祉の現場を支える処遇改善の検討を政府に求める決議が全会一致で採択されました。決議は、自民党、立憲民主党、日本維新の会、公明党、日本共産党、国民民主党、有志の会が共同で提案したものです。物価の上昇が続いていること、他の業界で大幅な賃上げが実現していることなどを踏まえたものです。

決議に対し、武見敬三厚労相からは、趣旨を十分に尊重して努力していくと述べています。そのような中、国会では審議が続けられる状況であり、状況を見ての判断になると考えます。あえて申し上げるならば、意見書提出についても議員発議という急な提出を行うのか疑問であります。急な提出をする緊急性は当たらないと思います。

慎重審議は国会でなされます。その動向をしっかりと見ていくことが重要で、意見書提出に反対といたします。

よく地方から声は届けるべきと言いますが、自分たちが選んだ国会議員を信頼してはいかがでしょうか。

議員各位の賢明な判断を求め、意見書提出に対し、反対討論といたします。

議長（今井 清君） ほかに討論はございますか。9番、村田桂子君。

ちょっと暫時休憩します。

(午後 3 時36分 休憩)

(午後 3 時38分 再開)

議長 (今井 清君) 休憩前に戻り、会議を開きます。

ほかに討論はございますか。5 番、芝間教男君。

5 番 (芝間教男君) 5 番、芝間でございます。訪問介護の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書に賛成の立場で申し上げます。

本基本報酬につきましては、4 月から引き下げられております。時期としまして引き下げられたことに対しまして、今早急にやらなければならないことであると私は思います。

実際の問題を申し上げますと、私の知人のところも訪問介護をしているところから、4 月から個人負担の分につきまして値上げになりました。これはどういうことかと言うと、この本案が変わったからということであります。実際に介護を受けている方に負担がかかってきているという現状がございます。

それに、ただいま申し上げた内容の意見書の中にもありますとおり、介護者の不足ということが大分大きな問題になってきております。さらに都市部とは違い田舎の部分で立科町におきましてもガソリン代、そういうものについては手当がございません。そういう中で介護をされる方の皆さんの負担が大きくなっている中で、基本報酬が4 月から引き下げられ、訪問介護費の引下げもされるということでもありますので、生活保護——失礼、要介護者の皆さんの負担が増えているという現状につながっているわけであります。

以上を申し上げまして、現在の訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを賛成の立場で申し上げます。

議長 (今井 清君) ほかに討論はありませんか。8 番、森澤文王君。

8 番 (森澤文王君) 8 番、森澤です。訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書につきまして、私は反対の立場で討論させていただきます。

先ほど来、討論いただいているところでございますが、心情はよく分かります、そういうもんだらうと思います。しかし、提出から我々が審査をするまでのこの期間の短さ、実際に字句文言、今質疑があったところでも出てます。説明の中で、私たちが安心して賛成するに当たる質疑の答弁ではなかったのではないかと、私はそのように感じております。

それが我々議員の介護に対しての不勉強だということであるのならば、そのそしりは甘んじて受けます。私は今の説明では自信を持って賛成することは不可能です。も

し、しっかりと審議をして提出したい意見書であるならば、早めに出していただき委員会の付託にしっかりかけていただきたい。

この手順の問題も踏まえ、私の不勉強を恥じながら、私はこの意見書の提出には反対させていただきます。

以上です。

議長（今井 清君） ほかに討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案の採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認願います。

着席してください。

起立少数です。賛成少数で否決され、提出しないことに決定されました。

これで、本日の日程を全部終了しました。

以上をもちまして、会議を閉じます。

令和6年第2回立科町議会定例会を閉会とします。理事者、議員各位、関係職員の皆さん、大変お疲れさまでした。

なお、この後3時55分から第1委員会室において全員協議会を開催しますので参集願います。ご苦労さまでした。

（午後3時45分 閉会）